令和８年（フ）第８２４号
神戸市北区緑町５丁目６番６号
債務者　吉田　宏隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５０号
神戸市北区東大池２丁目29番12号　イーストハーツ202号室
債務者　中原　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７６号
兵庫県三田市駅前町22番４―302号
債務者　德本　吉香
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７７号
兵庫県三田市駅前町22番４―302号
債務者　盛　　辰男
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９０号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ９棟408号
債務者　渡部　京美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３０号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目235番地
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８９号
沖縄県糸満市字潮平608番地の１　コーポ誉205号
債務者　阿波根洋一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７２１号
京都府京田辺市草内大切32番地　アベニュー306
債務者　上田　己月
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５４号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地122
債務者　山田　麻矢
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１６号
京都市山科区四ノ宮神田町19番地　ヴィラ大成501号
債務者　金田　貴子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１５１号
島根県安来市飯島町1501番地２
債務者　米本　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
山口県宇部市北琴芝２丁目３番２―406号
債務者　田中麻由美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１２７号
山口県宇部市東平原２丁目10番30―206号
債務者　清野　勝幸
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２６３号
青森市久須志２丁目６番14号　大高方
債務者　成田　稚子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９８号
神奈川県厚木市下荻野1179番地１　マンション難波106
債務者　山崎　晃汰
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５０５号
神奈川県秦野市曲松１丁目11番３号　サンコーポラス曲松　203号
債務者　鈴木　卓矢
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８７号
熊本市中央区紺屋今町３番８号　402、転入前住所長崎市丸山町５番５号　山口第１マンション506
債務者　大平　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係